

平成21年(ネ)第5763号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求控訴事件

控訴人 山田稔 外12名

被控訴人 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

被控訴人準備書面(3)

平成22年6月18日

東京高等裁判所第20民事部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸

同 弁護士 山 岸 純

同 弁護士 大 塚 陽 介

同 弁護士 辻 崇 成

被控訴人訴訟復代理人弁護士 伊 藤 敬 洋

## 目 次

第1 緒論	3
第2 控訴人らによる各種の変更及び訂正について	3
1 「控訴の趣旨の整理」について	3
（1）控訴人らによる控訴の趣旨の変更の経緯	3
（2）「訴えの変更」が許されないこと	5
ア 控訴人らの「控訴の趣旨の変更」が「訴えの変更」に当たること	5
イ 「訴えの変更」の要件を欠くこと	6
（エ）殺菌処理方法が実現可能性を欠くものであること	9
（3）3回の変更を経た後の控訴の趣旨も直ちに不適法却下されるべきものであること	12
ア 3回の変更を経た後の控訴の趣旨第1項について	12
イ 3回の変更を経た後の控訴の趣旨第2項について	12
（ア）反論の放棄と「変更後の控訴の趣旨が却下されるべきものであること」の自認	12
（イ）控訴人らは「ディフェンシンの流出を立証できないこと」を自認し、本控訴全体としての請求及び主張の合理性・整合性を自ら放棄するに至っていること	13
（ウ）「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）に該当しないこと	16
（エ）殺菌処理方法が実現可能性を欠くものであること	17
ウ 不適法却下されるべきものであること	19
（4）3回の変更を経た後の控訴の趣旨も直ちに棄却されるべきものであること	20
（5）控訴人らによる不当な訴訟追行	20
（6）小括	20
2 「控訴人準備書面（2）の訂正」について	21
（1）控訴人らによる本件訂正の経緯	21
（2）本件訂正後の控訴人らの主張の誤り	22
（3）小括	23
第3 ディフェンシン耐性菌問題に関する補足の議論について	23
1 「書面（乙29）に対する釈明（乙121）について」について	23
2 「2005年 Perron-Zasloff論文（甲93）と本件野外実験の関係について」について	25
3 意見書（3）（甲146）について	31
4 小括	34
第4 結論	34

## 第1 緒論



- 1 控訴人らは、前回期日（平成22年4月26日、第2回口頭弁論期日）において、控訴の趣旨の変更に関する「控訴人準備書面（3）」の「第1、控訴の趣旨の変更」の陳述を留保し、また、「被控訴人準備書面（2）」の「ディフェンシブ耐性菌問題」に関する被控訴人の主張に対する補足的な反論を提出したい旨を述べ、今般、これらの点を最終的に整理・反論するものとして「控訴人準備書面（5）」を提出するに至った。
- 2 しかしながら、「被控訴人準備書面（5）」は従前の控訴人らの主張を繰り返すものばかりであり、新たな議論が見当であるから、被控訴人らとしては、これまでに提出してきた「控訴答弁書」及び各準備書面並びに原判決の援用をもって、「今般の『控訴人準備書面（5）』を踏まえてもなお、控訴人らの各主張には何らの合理的な根拠も見出せず、控訴人らの各控訴の趣旨はいずれも直ちに棄却ないし却下されるべきものであること」を明らかにするに十分であると思料するものである。
- 3 もっとも、「被控訴人準備書面（5）」には控訴の趣旨の変更や一部の主張・立証の訂正をはじめ、一部に「従前の議論に、新しい主張を装うかのような記述」も含まれているため、被控訴人は、念のため、本準備書面において、かような点につき必要な範囲で補足的な反論を付すことにする。

## 第2 控訴人らによる各種の変更及び訂正について

- 1 「控訴の趣旨の整理」について
  - (1) 控訴人らによる控訴の趣旨の変更の経緯

控訴人らは、今般、「控訴人準備書面（4）」に続けて「控訴人準備書面（5）」を提出し、以下のとおり、「控訴人準備書面（3）」の「第

1、控訴の趣旨の変更」において求めた“新たな控訴の趣旨”の第3項及び第4項を順次取り下げ、第1項はそのまま維持し、第2項をさらに変更するに至った。

準備書面 番号	控訴の趣旨の変更経緯
控 訴 状  H21/10/14	2 被控訴人は、平成18年4月から被控訴人の北陸研究センター（所在地—新潟県上越市稲田1-2-1）に付設された高田圃場において予定しているカラシナ由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネの実験栽培をしてはならない。
変 更 1 回 目	 <p>第1回口頭弁論期日（平成22年1月25日）における貴庁からの「訴えの利益の欠缺」の指摘を受け、約1か月半をかけて検討の上、変更を申し出る。</p>
控 訴 人 準 備 書 面 (3)  H22/3/12	<p>1 被控訴人は、カラシナ又はその他のアブラナ科植物由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネの野外実験栽培をしてはならない。</p> <p>2 被控訴人は、被控訴人の北陸研究センター（所在地、新潟県上越市稲田1-2-1）に付設された高田圃場で、別紙（一）記載の方法によって調査せよ。</p> <p>3 被控訴人は、控訴人山田稔の農地（所在地、新潟県上越市丸山新田裏田213番地1）、同青木博の農地（所在地、新潟県上越市南新保807）及び同天明伸浩の農地（所在地、新潟県上越市吉川区石谷牧野1670）で、別紙（一）記載の方法によって調査せよ。</p> <p>4 被控訴人が2、3につき、控訴人らが指定する時期内に調査をしないとき、控訴人らは東京地方裁判所執行官に被控訴人の費用で調査をさせることができる。</p>
変 更 2 回 目	 <p>第4項を削除。 削除の理由は明らかにされていない。</p>
控 訴 人 準 備	<p>1 被控訴人は、カラシナ又はその他のアブラナ科植物由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネの野外実験栽培をしてはならない。</p> <p>2 被控訴人は、被控訴人の北陸研究センター（所在地、新潟県上越市稲田1-2-1）に付設された高田圃場で、別紙</p>

書 面 (4)  H22/4/26	(一) 記載の方法によって調査せよ。 3 被控訴人は、控訴人山田稔の農地(所在地、新潟県上越市丸山新田裏田213番地1)、同青木博の農地(所在地、新潟県上越市南新保1075番地)及び同天明伸浩の農地(所在地、新潟県上越市吉川区石谷牧野1670)で、別紙(一)記載の方法によって調査せよ。
変 更 3 回 目	<div style="text-align: center;">↓</div> <p>第3項を削除。 削除の理由は明らかにされていない。 第2項も「殺菌処理」(以下の下点線部分)を付加したのみ。</p>
控 訴 人 準 備 書 面 (5)  H22/6/10	<p>1 被控訴人は、カラシナ又はその他のアブラナ科植物由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネの野外実験栽培をしてはならない。</p> <p>2 被控訴人は、被控訴人の北陸研究センター(所在地、新潟県上越市稲田1-2-1)に付設された高田圃場で、別紙(一)記載の方法によって調査し、<u>ディフェンシン耐性菌の出現が確認された場合には、出現したディフェンシン耐性菌を殺菌するため、火炎滅菌、乾熱滅菌(160℃で4時間、または180℃で2時間)、加圧蒸気滅菌(121℃で20分)のいずれかの方法により耐性菌の殺菌処理をせよ。</u></p>

(2) 「訴えの変更」が許されないこと

ア 控訴人らの「控訴の趣旨の変更」が「訴えの変更」に当たること

(ア) 控訴人らは、「控訴人準備書面(5)」において「1、控訴の趣旨の整理」と題し、「整理」との言葉を用いることにより、あたかも各変更後の控訴の趣旨がいずれも従前の控訴の趣旨に包含されていたかのような含意を試みる。

(イ) しかしながら、各変更後の控訴の趣旨は、上記表から分かるとおり、控訴人らが当初の控訴の趣旨第2項で求めていた不服の範囲あるいは訴状記載の請求の趣旨第1項を明白に逸脱したものであり、訴えの変更(民事訴訟法297条、143条。)にあたるものと言

わざるを得ない。

イ 「訴えの変更」の要件を欠くこと

(ア) 訴えの変更については、

- ① 事実審の口頭弁論終結前であること
- ② 請求の基礎に変更がないこと
- ③ 著しく訴訟手続を遅滞させないこと
- ④ 訴えの併合の一般的要件を具備していること

との要件をいずれも充足することが必要である。

(イ) しかしながら、3回の変更を経た後の控訴の趣旨第1項については、「仮に、広範かつ包括的に過ぎる新請求第1項に関して、『いかなる条件で行われるいかなる野外栽培であれば禁止され、あるいは禁止されないのか』を審理・検討することになれば、原審において鑑定実験の実験条件の策定に優に1年以上を要した経緯に照らしても、今後さらに長期間を要することになるのは確実な状況」（「被控訴人準備書面（1）19頁、下から14ないし10行目」）である上、「本件GMイネと控訴人らが新請求第1項で新たに追加した『その他のアブラナ科植物由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネ』とではディフェンシンの産生状況や特性も全く異なるのであり、後者に関する野外栽培の差止めの是非の判断には新たな事実や科学的知見の審理・検討が必要となる」（同頁、下から7ないし3行目）のであるから、③「これにより著しく訴訟手続を遅延させることとなる」（民事訴訟法143条1項但書）のは明らかである。

(ウ) また、3回の変更を経た後の控訴の趣旨第2項についても、ディフェンシン耐性菌の存否の調査実験の方法及び殺菌処理の方法は、

以下のとおり、いずれも科学的にみて有効に機能せず、あるいは実現可能性を欠いている。

＜ディフェンシン耐性菌の存否の調査実験の方法について＞

(ア) 調査方法自体が有効に機能しないものであること

a また、控訴人らが求める耐性菌調査実験は、その調査方法自体が科学的に不適切で「ディフェンシン耐性菌のいもち病菌が存在するかどうか」の確認として有効に機能しないものであって、新請求第2項等は「調査の有効性や方法論等を綿密に検討した上で提出されたもの」ではないことが明らかであり、単なる“思いつき”を述べたに過ぎないものであると言わざるを得ないため、以下に詳述する。

b 控訴人らは、耐性菌調査実験の方法としてスライドガラス捕集法を指定しているが、この手法は「ガラス版に接着剤を塗布し、そこに付着したいもち菌分生胞子を顕微鏡下でカウントし、発生予察等に用いる方法」であり、いもち菌分生胞子は乾燥に弱く、1週間はおろか数日でも乾燥により死滅する可能性が高いため、(カウントするだけなら生きている必要はないものの、)控訴人らの求めるように「(寒天培地を用いた検査実験のために)生きて状態で回収すること」は実際上不可能と言える。

すなわち、新請求第2項等には、「いかにして生菌を回収するか」という耐性菌調査実験の本質的な部分に関する実験方法が全く示されていないのである。

c また、スライドガラス捕集法によりいもち病菌の収集を試みた場合、いもち病菌も収集出来る可能性はあるものの、その他

の糸状菌の孢子をはじめ、多種多様なバクテリアや花粉、更にはゴミなど、膨大な量の多種多様な「耐性菌調査実験の成功を阻害する不要物」が不可避免的に混入するため、「これらの混入不要物の中から、いかなる方法により、いもち病菌の分生孢子のみを分取するのか」は、耐性菌調査実験にとって本質的な問題である。

そして、バクテリアに関してはかような分取の目的に用いることができる選択培地が知られているところであるが、いもち病菌ではその様な培地は存在せず、控訴人らの主張するような「いもち病菌のみの分取」は事実上不可能と言わざるを得ない。

d さらに、控訴人らの設定した耐性菌調査実験の手法には、実験結果の評価方法についても、以下のとおり致命的な欠陥がある。

(a) 第一に、詳細な実験条件が示されておらず、「ディフェンシン投入による生育への阻害反応がどの程度あれば、新たに出現した耐性と判断するのか」が全く示されていない。換言すれば、何をもって感受性又は非感受性（抵抗性）とするかの基準が示されておらず、「ディフェンシン耐性のいもち病菌が存在するかどうか」との実験結果の評価が不可能なのである。

(b) 第二に、一口に「いもち病菌」といっても、その系統は様々であり、いもち病菌の系統ごとにディフェンシンへの感受性（効きやすさ）は同じではない可能性も想定されるにもかかわらず、控訴人らの設定した耐性菌調査実験の手法には、こ



の問題（実際の抵抗性ではなく、元々の感受性に一定の幅があること）をどのように評価すべきなのかが全く示されていない。すなわち、実験のベースライン並びにコントロールについての具体的な評価基準が一切なく、「ディフェンシン耐性のいもち病菌が存在するかどうか」との実験結果の評価が不可能である。

- (c) 第三に、そもそも控訴人らの設定した耐性菌調査実験の手法には調査規模が一切示されていないため実験の範囲が設定できず、仮に実験を行なったとしてもその結果の評価を結論できない。すなわち、ディフェンシン耐性菌が検出されなかった場合に、「調査規模の不足が原因である」、「さらに調査規模を拡大すべき」等と際限なく要求され、永久に調査実験を続けざるを得なくなるという可能性が否定できないのである。

（「被控訴人準備書面（1）」29頁、2行目以下より抜粋）

#### <ディフェンシン耐性菌の殺菌処理の方法について>

- (エ) 殺菌処理方法が実現可能性を欠くものであること
- a また、もとより「カラシ菜畑等にも遍く存在するはずの無害なディフェンシンを産生する本件GMイネが栽培されていたというだけで、広大な本件圃場の水田全体（127,377㎡に及ぶ）を殺菌処理する」ということ自体が常軌を逸しているものであるが、その点を別としても、控訴人らが求める耐性菌の殺菌処理方法は、以下のとおり、経済的あるいは技術的観点等からおよそ不適切で実現可能性が存しないと言わざるを得

ず、異常極まりないものである。

b 控訴人らが3回の変更を経た後の控訴の趣旨第2項に列記する「加圧蒸気滅菌」とは、耐圧釜の中に実験機材を入れ、121度に加温して滅菌するもので、「乾熱滅菌」とは、特殊なオープンに実験機材を入れ、高温にすることで殺菌する方法である。また、「火炎滅菌」とは文字通り火炎であぶる方法である。

すなわち、これらの方法は、実験機材のような小さな“動産”を殺菌するために用いられる方法であり、本件圃場のような広大な土地（隔離圃場のみで2,533㎡に及ぶ）を殺菌することを想定したものではなく、これを強行すれば、以下のような重大な不都合の発生が不可避である。

殺菌処理方法 (概要)	本来の 用途	広大な本件圃場（地面）の殺菌に 用いた場合の問題点
加圧蒸気滅菌 (耐圧釜の中に 実験機材を入れ 121度に加温)	実験機材 のような 小さな “動産” を殺菌す るための 方法 (広大な 土地の殺 菌に用い ることは 想定して いない)	本件圃場を覆うような巨大な加圧装置 (巨大な耐圧釜。頑丈なドーム状の施設等)が必要となるが、建設は費用面からも技術面からも実現不可能。
乾熱滅菌 (特殊なオープ ンに実験機材を 入れ高温にする)		本件圃場を覆うような巨大なオープン 様の施設の建設が必要となるが、費用 面からも技術面からも実現不可能。
火炎滅菌 (火炎であぶる)		耐性菌を確実に“一網打尽”にするた め、本件圃場全体を(必要な深さまで) 火炎で十分にあぶる必要があるが、近 隣に民家等も存在するため、非常に危 険。また、巨大な圃場を焼き尽くすこ とになるため、広大な農地が使用不能 になり、社会的損失も莫大。

c このように、実験機材のような“動産”ではない「広大な土地（圃場）そのもの」について、これらの方法を用いて殺菌処理することは、およそ実現不可能なのである。

かような内容の3回の変更を経た後の控訴の趣旨第2項は、そもそも「カラシ菜畑等にも遍く存在するはずの無害なディフェンシンを産生する本件GMイネが栽培されていたというだけで、広大な本件圃場全体を殺菌処理する」ということ自体が常軌を逸している上に、再三にわたり変更が繰り返されていることに鑑みても、「殺菌処理の実現可能性や方法論等を綿密に検討した上で提出されたもの」とはおよそ言い難く、単なる“思いつき”を述べたに過ぎないものと言わざるを得ない。

かような殺菌処理の実施を求めることは、敷衍すれば、「自然界においても通常存在するディフェンシンを産生するから」という不可解な理由で、カラシ菜畑に対し、原子力爆弾や燃料気化爆弾の投下による広大な本件圃場全体の殺菌を求めて騒ぎ立てるようなものであり、「本件が訴訟による適正な権利の実現ではなく、一種の“運動”として行われている」という点を差し引いてもなお非常識の極みであり、まともな議論の前提を欠く請求なのである。

(本準備書面 第2. 1 (3) イ (エ)「殺菌処理方法が実現可能性を欠くものであること」〔17頁以下〕より抜粋)

そして、科学的あるいは経済的・技術的観点から実現可能性のある適切な調査実験ないし殺菌処理の実施方法を審理・検討することになれば、原審において鑑定実験の実験条件の策定に優に1年以上

を要した経緯に照らしても、年単位の長期間を要することになるのは確実な状況であるから、やはり、③「これにより著しく訴訟手続を遅延させることとなる」（民事訴訟法143条1項但書）のは明らかなのである。

(オ) したがって、控訴人らによる控訴の趣旨の変更は、いずれも訴えの変更の要件を欠くものである。

(3) 3回の変更を経た後の控訴の趣旨も直ちに不適法却下されるべきものであること

ア 3回の変更を経た後の控訴の趣旨第1項について

まず、3回の変更を経た後の控訴の趣旨第1項については、被控訴人が「被控訴人準備書面(1)」の「第3 控訴の趣旨の変更について」において、①被控訴人の学問の自由(憲法23条)等の基本的人権を過度に広範かつ包括的に制約するものであること、あるいは②時機に後れた攻撃防御方法(民事訴訟法297条、157条1項)であること等を指摘した。

この点については、控訴人らは一切の反論を放棄しており、弁論の全趣旨からは、控訴人らとして、当該控訴の趣旨が不適法却下されるべきものであることを自認し、争わないとする態度を取るに至っている。

イ 3回の変更を経た後の控訴の趣旨第2項について

(ア) 反論の放棄と「変更後の控訴の趣旨が却下されるべきものであること」の自認

a 次に、3回の変更を経た後の控訴の趣旨第2項についても、被控訴人は、「被控訴人準備書面(1)」の「第3 控訴の趣旨の変

更について」において、

- ① 被控訴人の自己決定権（憲法13条等）ないし（「特定の調査・研究を行わない」という消極的な）学問の自由（憲法23条）等を過度に侵害するものであること、
- ② 請求の範囲・内容が不特定で被控訴人の防御権を侵害するものであること、並びに
- ③ 控訴人らの求める調査方法自体が（科学的に）有効に機能しないものであり、
- ④ 故に当該調査方法を模索するのであれば訴訟の完結を大幅に遅延させるものとなるのは必至であり時機に後れた攻撃防御方法（民事訴訟法297条、157条1項）に該当すると言わざるを得ないこと

等を、詳細に指摘した。

- b しかしながら、「控訴人準備書面（5）」を子細に検討するも、
- ①自己決定権や学問の自由等の侵害、②請求の範囲・内容の不特定と防御権の侵害、③調査方法自体の科学的な問題点及び④時機に後れた攻撃防御方法であることのいずれについても、何らの反論ないし補足説明も一切なされておらず、控訴人らは、これらの点についての反論を放棄し、弁論の全趣旨からは、もはや、自らが主題として定立した控訴の趣旨に根拠がないことを自認するに至っている。

- (イ) 控訴人らは「ディフェンシンの流出を立証できないこと」を自認し、本控訴全体としての請求及び主張の合理性・整合性を自ら放棄するに至っていること

- a なお、控訴人らは、「控訴人準備書面（５）」の「１、控訴の趣旨の整理」において「調査方法」の部分には何らの変更を加えずに、単に「ディフェンシン耐性菌が確認された場合には、殺菌処理をせよ」との旨を付加し、他方で、控訴人らの一部が有する農地に関する調査を求める１回目の変更後の控訴の趣旨第３項を取り下げている。
- b 控訴人らは本件訴訟において、以下の機序による回復不能の損害の発生を主張（「人類滅亡仮説」）しており、

- ①本件GMイネの内部で、ディフェンシンが常時、大量に産生された。
- ②本件GMイネ内部で常時、大量に産生されたディフェンシンは、本件GMイネの体内から常時、大量に流出した。
- ③本件GMイネから外部に流出したディフェンシンは、自然界において既に存在する他のディフェンシンとは全く異なるものであった。
- ④本件GMイネから流出したディフェンシンが様々な菌と恒常的に接触し続けることにより、ディフェンシン耐性菌が出現した。
- ⑤出現したディフェンシン耐性菌は、本件圃場の外部に流出した。
- ⑥本件圃場の外部に流出したディフェンシン耐性菌は、本件圃場の外部でも増殖した。
- ⑦本件圃場外部で増殖したディフェンシン耐性菌は、原告生産者らの栽培するイネに被害を与えた。
- ⑧本件圃場外部で増殖したディフェンシン耐性菌は、全人類及び全生物の健康及び生命に重大な被害を与えた。

これによれば、控訴人らは本件圃場内に出現したディフェンシン耐性菌は「本件圃場の外部に流出する」したことを前提として、本件訴訟を維持してきた。

ところが、控訴人らは、前記 a のとおり、自ら、控訴人らの一部が有する農地に関する調査を求める１回目の変更後の控訴の

趣旨第3項を取り下げており、少なくとも「仮に、本件圃場内部でディフェンシン耐性菌が出現したとしても、それが本件圃場外部には流出し得ないこと」を自認するに至っている。

- c また、控訴人らによれば、「危険を防止するには、本件栽培実験の中止しか方法はなく」（訴状19頁、18ないし19行目）、  
「回復不能の損害を蒙らせる」（同頁、下から8ないし7行目）  
ものであり、「正直言って、控訴人は耐性菌問題に対する有効な原状回復の方法を提示することが不可能」（控訴人準備書面（3）4頁、2ないし3行目）ということであった。

なお、控訴人らの原審以来一貫して展開してきた主張に従えば、本件実験栽培の開始から優に4年以上が経過していることに鑑みても、本件圃場で出現したディフェンシン耐性菌は本件圃場の外部に当然に流出し、増殖しているはずである。

- d これらの控訴人らの主張を論理的に解すれば、上越市全土、あるいは日本国土全体、さらには海を伝って全世界にディフェンシンないしディフェンシン耐性菌が流出し、地球生態系や人類全体に脅威を及ぼしていることになるのであり、そうであれば、地球全体を殺菌処理しなければならないはずである。

無論、控訴人らの論理にしたがえば、「地球の生態系を変質せしめ、人類を滅ぼしかねない、ディフェンシンを流出させているカラシ菜畑」も当然殺菌処理の対象となるべきはずである。

- e すなわち、控訴人らが自らの請求を支える根拠としている事実が真実であるというならば、今更、本件圃場内部を完全に殺菌できたとしても、本件圃場外部で増殖したディフェンシン耐性菌が

本件圃場内に戻ってくれば、状況は何一つ変化しないはずであり、「何故、本件圃場の内部を殺菌処理すれば、控訴人らの権利の実現・救済に結びつくというのか」理解し得ない。

f うがった見方をすれば、「控訴人らが、そもそも根拠のない請求を掲げて無益な訴訟を提起してみたものの、被控訴人の逐一もつともな指摘を受けて、本件訴訟にはもともと合理的な根拠がなかったことが露呈されるに至っており、やむなく『人類を滅ぼす悪しき研究が行われている危険極まりない研究施設』として、運動の象徴として敵視してきた被控訴人研究施設を殺菌処理させることにより、何とか運動としての体裁を取り繕おうとしている」という可能性の存在が優に推認されるところである。

g したがって、かように請求と主張とが整合しない不合理な3回の変更を経た後の控訴の趣旨第2項は、自己の権利利益の保護救済を目的とするものということとはできないから、訴えの利益を欠くものと言わざるを得ないのである。

(ウ) 「法律上の争訟」(裁判所法3条1項)に該当しないこと

a さらに言えば、控訴人らは、被控訴人が「被控訴人準備書面(1)」の「第3 控訴の趣旨の変更について」において「1回目の変更後の控訴の趣旨第2項ないし第4項が、実質的に『単なる事実の存否の確認を求める請求』なのであり、『法律上の争訟』(裁判所法3条1項)に当たらないこと」を指摘したことを受け、「控訴人準備書面(5)」の「1、控訴の趣旨の整理」において、急遽、「ディフェンシン耐性菌が確認された場合には、殺菌処理をせよ」との旨を付加したものと言える。



- b すなわち、前記（イ）で述べたような合理的な説明を付し難い  
控訴人らの対応自体が、

3回の変更を経た後の控訴の趣旨第2項が、単に「控訴人らが、被  
控訴人による『法律上の争訟』（裁判所法3条1項）に当たらない  
ことの指摘の妥当性を自認した上で、これを回避するための窮余の  
策として『単なる事実の存否の確認を求める請求』を『給付訴訟』  
の形式に装ったに過ぎないもの」であること

を雄弁に物語っているものといえるのであり、実質的には、法律  
に特別の規定がない限り許されない「単なる事実の存否の確認を  
求める請求」にほかならないのである。

- (エ) 殺菌処理方法が実現可能性を欠くものであること

- a また、もとより「カラシ菜畑等にも遍く存在するはずの無害な  
ディフェンシンを産生する本件GMイネが栽培されていたとい  
うだけで、広大な本件圃場の水田全体（127,377㎡に及ぶ）  
を殺菌処理する」ということ自体が常軌を逸しているものでは  
あるが、その点を別としても、控訴人らが求める耐性菌の殺菌処理方  
法は、以下のとおり、経済的あるいは技術的観点等からおよそ不  
適切で実現可能性が存しないと言わざるを得ず、異常極まりない  
ものである。

- b 控訴人らが3回の変更を経た後の控訴の趣旨第2項に列記す  
る「加圧蒸気滅菌」とは、耐圧釜の中に実験機材を入れ、121  
度に加温して滅菌するもので、「乾熱滅菌」とは、特殊なオーブ  
ンに実験機材を入れ、高温にすることで殺菌する方法である。ま  
た、「火炎滅菌」とは文字通り火炎であぶる方法である。

すなわち、これらの方法は、実験機材のような小さな“動産”

を殺菌するために用いられる方法であり、本件圃場のような広大な土地（隔離圃場のみで2,533㎡に及ぶ）を殺菌することを想定したものではなく、これを強行すれば、以下のような重大な不都合の発生が不可避である。

殺菌処理方法 (概要)	本来の 用途	広大な本件圃場（地面）の殺菌に 用いた場合の問題点
加圧蒸気滅菌 (耐圧釜の中に 実験機材を入れ 121度に加温)	実験機材 のような 小さな “動産” を殺菌す るための 方法 (広大な 土地の殺 菌に用い ることは 想定して いない)	本件圃場を覆うような巨大な加圧装置（巨大な耐圧釜。頑丈なドーム状の施設等）が必要となるが、建設は費用面からも技術面からも実現不可能。
乾熱滅菌 (特殊なオーブ ンに実験機材を 入れ高温にする)		本件圃場を覆うような巨大なオープン様の施設の建設が必要となるが、費用面からも技術面からも実現不可能。
火炎滅菌 (火炎であぶる)		耐性菌を確実に“一網打尽”にするため、本件圃場全体を（必要な深さまで）火炎で十分にあぶる必要があるが、近隣に民家等も存在するため、非常に危険。また、巨大な圃場を焼き尽くすことになるため、広大な農地が使用不能になり、社会的損失も莫大。

c このように、実験機材のような“動産”ではない「広大な土地（圃場）そのもの」について、これらの方法を用いて殺菌処理することは、およそ実現不可能なのである。

かような内容の3回の変更を経た後の控訴の趣旨第2項は、そもそも「カラシ菜畑等にも遍く存在するはずの無害なディフェンシンを産生する本件GMイネが栽培されていたというだけで、広大な本件圃場全体を殺菌処理する」ということ自体が常軌を逸している上に、再三にわたり変更が繰り返されていることに鑑みて

も、「殺菌処理の実現可能性や方法論等を綿密に検討した上で提出されたもの」とはおよそ言い難く、単なる“思いつき”を述べたに過ぎないものと言わざるを得ない。

かような殺菌処理の実施を求めることは、敷衍すれば、「自然界においても通常存在するディフェンシンを産生するから」という不可解な理由で、カラシ菜畑に対し、原子力爆弾や燃料気化爆弾の投下による広大な本件圃場全体の殺菌を求めて騒ぎ立てるようなものであり、「本件が訴訟による適正な権利の実現ではなく、一種の“運動”として行われている」という点を差し引いてもなお非常識の極みであり、まともな議論の前提を欠く請求なのである。

- d　そして、仮に訴訟手続内において「経済的・技術的観点からも実現可能性があり、科学的にも妥当かつ適切な殺菌処理の実施方法」を審理・検討することになれば、原審において鑑定実験の実験条件の策定に優に1年以上を要した経緯に照らしても、年単位の長期間を要することになるのは確実な状況であり、「被控訴人準備書面（1）」第3.3（2）イ（イ）〔31頁〕で耐性菌調査実験の方法について述べたのと同様、「控訴人準備書面（5）」による3回目の控訴の趣旨の変更は、この意味においても、時機に後れた攻撃防御方法として直ちに却下されるべきなのである（民事訴訟法297条、157条1項）。

- ウ　不適法却下されるべきものであること

したがって、3回の変更を経た後の「請求の趣旨」は、依然として、いずれも速やかに不適法却下されるべきなのである。

(4) 3回の変更を経た後の控訴の趣旨も直ちに棄却されるべきものであること

そして、「被控訴人準備書面(1)」の「第3 控訴の趣旨の変更について」で述べたことと同様、3回の変更を経た後の控訴の趣旨は、いずれも前記2のとおり不合理な請求であることから、いかなる理由によっても根拠付けられ得るものではないのは自明であり、一見して理由がないことが明らかであるから、仮に不適法却下されない場合であっても、直ちに棄却されるべきなのである。

(5) 控訴人らによる不当な訴訟追行

ア さらに、前記(1)で述べたとおり、控訴人らによる控訴の趣旨の変更が控訴状提出以降複数回繰り返されており、控訴の根幹である「控訴の趣旨」(あるいは、訴えの根幹である「請求の趣旨」)がかように変遷を繰り返す事態は異常とも言えるものであって、模索的な訴訟追行であることは否定のしようがない。

イ そして、「被控訴人準備書面(1)」の「第3 控訴の趣旨の変更について」で述べたように、かような控訴人らの「とりあえず主張等を提出し、不利になってきたら取り替えればよい」との訴訟追行態度は、後記2(1)イのとおり、被控訴人が原審においても再三指摘しているところであり、今般に至っては、それが立証活動にとどまらず請求のレベルにまで及んできたのであって、被控訴人の防御権の保障、応訴の負担、訴訟経済及び迅速な裁判の観点からも、訴訟上の信義則(民事訴訟法2条)に悖るものと言わざるを得ないのである。

(6) 小括

したがって、控訴人らによる控訴の趣旨の変更は「訴えの変更」に

ほかならず、「著しく訴訟手続を遅滞させることとなる」（民事訴訟法297条、143条1項但書）のは明らかであるから、被控訴人は、本準備書面を以て「変更を許さない旨の決定」を求める旨申し立てるものである。また、3回の変更を経た後の控訴の趣旨は、手続的にも実体的にも、また、実質的な価値判断としても、直ちに却下ないし棄却されざるを得ないのである。

## 2 「控訴人準備書面（2）の訂正」について

### （1） 控訴人らによる本件訂正の経緯

ア 控訴人らによる「控訴人準備書面（2）」3頁の「2、耐性菌出現のメカニズムの検討」の「(2)、ディフェンシン耐性菌について」の訂正（以下「本件訂正」という）は、被控訴人による「控訴人らは、『ディフェンシン耐性遺伝子の水平伝搬』に一切触れていない論文について、あたかも『ディフェンシン耐性菌の場合に耐性遺伝子の伝搬によるものが存在する』旨の言及がなされているかのように装ったものである」（被控訴人準備書面（2）11頁、1ないし4行目）等の指摘を受け、当該指摘が正しいこと、すなわち「自身が、科学論文の誤った解釈や独善的な援用を行ったこと」を自認し、急遽、「耐性遺伝子の伝播によるディフェンシン耐性菌の存在」について、「確認された論文がいくつも報告されている」との記載を「4つの論文から容易に推測することができる」と訂正するに至ったものである。

イ かような控訴人らの「とりあえず主張等を提出し、不利になってきたら取り替えればよい」との訴訟追行態度は、被控訴人が原審において、

原告らは、自らのイニシアティブで強行した本件鑑定を終局に至って

不利な結果が出たとみるや、当該鑑定結果を“なかったもの”にするために、佐藤教授による前記「真の意味での鑑定は困難である」等の言明があったことを奇貨として新たに再鑑定を申し出ようとするものであるから、その実は「とりあえず鑑定を求めてみる」、「ディフェンシン流出の結果が得られなくても、鑑定結果に付随して得られる情報を利用して鑑定結果に異議を唱え、有利な結果が得られるまで何度でも再鑑定を申し出ればよい」という態度に尽きるものであり、そこには、本件鑑定を本件訴訟に有効かつ最終的な解決をもたらす「真の意味での鑑定」にしようとする誠実な姿勢が一切見当たらない。

(平成21年5月1日付「被告準備書面(44)」の「第2原告らの立証活動が模索的証明として許されないこと」より抜粋〔7頁、12ないし21行目〕)

等と再三指摘しているところである。

## (2) 本件訂正後の控訴人らの主張の誤り

しかしながら、控訴人らが本件訂正後の主張において、「耐性遺伝子の伝播によるディフェンシン耐性菌の存在」を推測する根拠として挙げる4編の論文は、「被控訴人準備書面(2)」(9頁以下)で詳述したとおり、

これらの論文で扱っております抗菌活性蛋白質は、ディフェンシンとは全く異なるポリミキシンBと呼ばれるものやこれに類似のもの、或いは本件ディフェンシンとは全く構造の異なる短いペプチドであり、いずれもディフェンシンに関する論文ですらありません。

ポリミキシンBはわが国でも医薬品として使われているものです。その構造は特殊なアミノ酸が環状につながったもので、ディフェンシンとは全く異なるものですので、ポリミキシンBとディフェンシンとを同列に扱うことはできません。ポリミキシンBについては、むしろ抗生物質の一種とお考えいただいた方が宜しいかと思えます。(乙119)

というものであり、「耐性遺伝子の伝播によるディフェンシン耐性菌の出現」に関して言及すらしていないばかりか、そもそもディフェン

シンに関する論文でもないのであって、控訴人らが主張するような「容易に推測することができる」根拠となり得るものではない。

(なお、小暮一啓氏の「意見書(3)」(甲146)は、ポリミキシンBとディフェンシンとを同列に扱うべきと主張するようであるが、上記のとおり「ポリミキシンBについては、むしろ抗生物質の一種とお考えいただいた方が(よい)」(乙119)なのであって、これらを同列に扱うことはできないことは明らかである。)

(3) 小括

したがって、科学的知見としてはもちろん、控訴人らの「科学論文の誤った解釈や独善的な援用」や「模索的な主張・立証」を繰り返す訴訟追行態度に照らしても、本件訂正後の控訴人らの主張には、何らの合理的根拠も存しないことは明白なのである。

第3 ディフェンシン耐性菌問題に関する補足の議論について

1 「書面(乙29)に対する釈明(乙121)について」について

(1) 控訴人らは、「控訴人準備書面(5)」の「3、書面(乙29)に対する釈明(乙121)について」(3頁以下)において、「私は、乙29を作成した当時も、現在も、『耐性遺伝子の伝搬によるディフェンシン耐性菌が存在すること』など聞いたことはありませんし、その存在を確認したこともありません」と明言する乙121につき、「乙121の提出により、被控訴人が緑膿菌について、『耐性遺伝子の伝播によるディフェンシン耐性菌が存在すること』を知っていたことが一層裏付けられた」(4頁、下から8ないし6行目)等と論難する。

(2) すなわち、控訴人らは、独立行政法人農業環境技術研究所研究コー

ディネーターで農学博士の田中宥司博士（以下「訴外田中博士」という）作成にかかる乙29の「緑膿菌は、すでにカラシナ・ディフェンシンに対する耐性を有しており」や「したがって、小暮氏が本当に緑膿菌がヒトの健康に及ぼす悪影響を懸念するのであれば、緑膿菌の増殖や交差耐性の抑制についての研究を進めるべきであり、被告が行っている組換えイネの栽培を批判することはナンセンスであることを理解頂くべきである」との記述につき、それぞれ「『もともとカラシナ・ディフェンシンが効かない種類の菌』とは通常解釈しない」（被控訴人準備書面（5）4頁、12ないし13行目）とか「《緑膿菌の増殖や交差耐性の抑制についての研究》とは耐性菌に変化した緑膿菌を対象とした研究であることは明白」（同頁、下から11ないし10行目）などとして、文言の表現上（国語上）の解釈問題としての観点から、「被控訴人が緑膿菌について、『耐性遺伝子の伝播によるディフェンシン耐性菌が存在すること』を知っていた」と主張するのである。

- (3) しかしながら、「文言の表現上（国語上）の解釈として、どのような読み方ができるのか」は本質的な問題たり得ず、「乙29の作成者である訴外田中博士が『緑膿菌について、『耐性遺伝子の伝播によるディフェンシン耐性菌が存在すること』を知っていた』かどうか」こそが控訴人らが立証対象とする間接事実であるところ、「無用な『表現上（国語上）の解釈問題』を回避し、より直截的に当該間接事実の存否を確認すべく、作成者である訴外田中博士自身に確認した結果」が乙121なのである。
- (4) したがって、乙121において、乙29の作成者である訴外田中博士自身が「私は、乙29を作成した当時も、現在も、『耐性遺伝子の伝



搬によるディフェンシン耐性菌が存在すること』など聞いたことがありませんし、その存在を確認したこともありません」と明言している以上、もはや「表現上（国語上）の解釈問題」を議論する意味はないのであるから、結局のところ、控訴人らの「控訴人準備書面（５）」における乙２９及び乙１２１に関する論難は、その実、単に従前の「ディフェンシン耐性菌に関する被控訴人の認識」なる議論を蒸し返しているものに過ぎず、何ら新たな主張・立証を含むものではないのである。

## ２ 「2005年 Perron-Zasloff 論文（甲９３）と本件野外実験の関係について」について

- （１） 控訴人らは、「控訴人準備書面（５）」の「４、2005年 Perron-Zasloff 論文（甲９３）と本件野外実験の関係について」（４頁以下）において、「もともと医療用途で用いた場合に耐性菌が出現するか否かを検証することを目的として、実験環境を人為的に作出したラボ実験の結果をまとめた、実験室内の特殊な条件下のものである2005年 Zasloff 論文」（なお、ディフェンシンとは構造が異なる物質であるペキシガナンに関するものである）を根拠に、「実験室とは異なる本件圃場のような水田等の自然環境下においても耐性菌が出現する」ことを主張するようである。
- （２） すなわち、控訴人らは、「＜本論文での＞実験室内で RAMP＜抗菌性蛋白質＞に対する抵抗性が進化することが容易であることは、自然界でのその進化が、もしあったとしても、稀であることと、明らかに一致していない。その逆に、それ＜本論文の結果＞は、抵抗性が、＜本論文のように＞RAMPの濃度が＜段階的に＞上昇しているような状況に曝されているようなときはいつでも速やかに進化できると示して

いる。」(2005年 Zasloff 論文(甲93)の該当部分を翻訳したもの。ただし、<括弧>内は被控訴人の補足)との記述を根拠に、かような主張をしているのである。

(3) しかしながら、当該記述の“直後”には、以下の記述が続いている。

2005年 Zasloff 論文(甲93)の 該当部分を翻訳したもの	内 容
<p>一見すると、この結論は多くの&lt;微生物&gt;集団が、実際のところ、抵抗性を欠いていて、低濃度の RAMP で殺菌されてしまうという観察と矛盾しているように思われる。</p>	<p>「自然環境下においても抗菌性蛋白質の耐性菌が生じて当然なのではないか」と考えてしまいがちだが、そうではないことを明言。</p>
<p>微生物が自然界で経験する条件は、しかし、バクテリアが実験室内での選抜条件で経験するものとは<u>全く違う</u>ものである。</p>	<p>その理由として、2005年 Zasloff 論文の実験において、Zasloff 教授らが人為的に作出した「実験室内の特殊な条件」は、微生物が棲息する自然環境とは全く異なるものであることを明言。</p>
<p>実験室ではバクテリアの世代の流れは、世代から世代へと、成長を制限するような特定のストレスに継続的に曝される。</p>	<p>「Zasloff 教授らが人為的に作出した『実験室内の特殊な条件』と「微生物が棲息する自然環境」との相違点を具体的に説明。</p>
<p>このことは特定の&lt;抵抗性をもたらす&gt;適応を非常に起こしやすい強い選抜条件を作る。</p>	
<p>これと同じ条件は、化学薬品が、長期的で広く混入するような状況を起こす医療現場で使われる場合にしばしば起こる。</p>	
<p>より自然の条件では、世代の流れは、世代から世代へと変化する万華鏡のような一連の&lt;=極めて多種の&gt;ストレスに曝される。通常は動物に共生している&lt;微生物の&gt;世代の流れですら、これらは動物種ごとに異な</p>	

<p>った種類の範囲の RAMP に出会い、そして、ひとつの動物種についてみても、非常にしばしば、宿主の&lt;体の&gt;組織が異なれば異なった RAMP に出会うことになる。</p>	
<p>&lt;抵抗性への&gt;選抜は与えられた方向に定まってすすむことはほとんど無く、したがって特定の適応&lt;=抵抗性の獲得&gt;をおこすことはありそうもない。</p>	<p>結局、「微生物が棲息する自然環境」下においては、抗菌性蛋白質の耐性菌が出現しそうにないことを明言。</p>

※<括弧>内の記載及び下波線は、被控訴人が補足的に記載。

- (4) すなわち、2005年 Zaslhoff 論文自体においても、「医療用途で用いた場合に耐性菌が出現するか否かを検証することを目的として、実験環境を人為的に作出したラボ実験において、抗菌性蛋白質の耐性菌の出現に成功したこと」が述べられた直後に、「Zaslhoff 教授らが人為的に作出した『実験室内の特殊な条件』は、微生物が棲息する自然環境とは全く異なるものであること」が明言されているのである。

たとえるなら、2005年 Zaslhoff 論文において、Zaslhoff 教授らは、

医療用途で用いた場合に耐性菌が出現するか否かを検証することを目的として、Zaslhoff 教授らが人為的に作出した「実験室内の特殊な条件」でペキシガナン耐性菌の出現に成功したとしても、全く異なる条件である自然環境下においては、単にペキシガナンが存在するというだけでは、ペキシガナン耐性菌は出現しない

と言っているに過ぎず、

原子力を用いて巨大なエネルギーを得ることを目的として、科学者らが人為的に作出した「核融合炉内の特殊な条件」で核融合に成功したとしても、全く異なる条件である自然環境下においては、単に重水素やトリチウム等が存在するというだけでは、核融合は起きない

と同様のことを述べているに過ぎないのである。

	2005年 Zasloff 論文	核融合実験
実験条件	医療用途で用いた場合を想定して、人為的に作出した「実験室内の特殊な条件」	発電等の用途に用いる場合を想定して、人為的に作出した「核融合炉内の特殊な条件」
結果	ペキシガナン耐性菌の出現に成功	核融合反応に成功
自然環境下	(上記のような人為的な条件を作出できない) 自然環境下	(上記のような人為的な条件を作出できない) 自然環境下
結果	ペキシガナン耐性菌は出現しない	核融合反応は起きない

控訴人らは、Zasloff 論文の偏頗的な援用を行い（そのあまりにも不当かつ独善的な援用ぶりに同教授から失笑と怒りを買った経緯は、後記のとおりである）、『「自然界ではおよそ起こり得ない人為的な条件」を作出したラボ実験で行われた出来事』を以て、同様の事態が自然界で遍く生じている、等と喧伝しているに過ぎない。

しかしながら、上記考察のとおり、これは、「核融合炉内という特殊な人為的条件下で、核融合反応を起こすことができる」という事実を以て、「放っておくと、世界中の重水素やトリチウム等が、自然環境の下で、突如核融合反応を起こし、爆発等が起こるかもしれないから、避難措置等の対策が必要だ」と言っているのと同様であり、非科学的で不合理の極みのロジックとしか評しようがない。

控訴人らの本訴訟の目的が、「法律上認められた権利を適正な訴訟手続で実現する」というものではなく、「“社会運動”の一環として、特定の主義・主張を、裁判を通じて喧伝するという趣旨のものであると推測されること」を割り引いてもなお、「控訴人らが、一般的ではない多数の科学用語を用いて攪乱し、およそ生じ得べからざる不合理かつ非科学的状況を平然と主張する姿勢」は、到底容認できない不当な態度

と言わなければならないのである。

- (5) 要するに、控訴人らは、2005年 Zasloff 論文に、あたかも「2005年 Zasloff 論文の特殊な実験条件下でペキシガナン耐性菌が出現したので、実験室以外でも容易にペキシガナン耐性菌が出現し得る」との旨結論付けられているかのように誤導するために、一連の文章のうち一部のみを援用したものであるが、当該文章の“直後”には前記(3)のとおり、

- ①「自然環境下においても抗菌性蛋白質の耐性菌が生じて当然なのではないか」と考えてしまいがちだが、そうではないこと
- ② その理由として、2005年 Zasloff 論文の実験において、Zasloff 教授らが人為的に作出した「実験室内の特殊な条件」は、微生物が棲息する自然環境とは全く異なるものであること
- ③ 「Zasloff 教授らが人為的に作出した『実験室内の特殊な条件』と「微生物が棲息する自然環境」との相違点の具体的説明
- ④ 結局、「微生物が棲息する自然環境」下においては、抗菌性蛋白質の耐性菌が出現しそうにないこと

を明言ないし詳述する文章が続いているのであり、総合すれば、2005年 Zasloff 論文は、圃場のような自然環境下で抗菌性蛋白質耐性菌が出現するなど結論付けていないばかりか、かえって、「実験室内の特殊な条件」と「自然環境下」が全くことなることを具体的に説明した上で、「微生物が棲息するような自然環境下」においては抗菌性蛋白質耐性菌が出現しそうにないことを明言しているものなのである。

かような控訴人らによる英文科学論文の偏頗的援用が意図的に行われたものであるならば、言わば「悪意の誤導」とも評し得るものと言

わざるを得ないのであり、まさに Zasloff 教授は、かような控訴人らの態度に対して、

質 問 事 項	Zasloff 教授の回答
<p>1 Zasloff 教授が 2002 年に科学雑誌 Nature に発表した論文 (M.Zasloff: Nature, 415, 389(2002)) において「抗菌ペプチドを基にした薬剤に対する耐性の獲得は起こりそうにない」旨を記載したことは事実ですか</p>	<p>私の論文を注意深く読みなさい (読めば、後記 2 の回答のとおり、事実ではないことは明らかになるはずである [被控訴人補訳])</p>
<p>2 上記 1 において、「YES」の場合、「2005 年に、Zasloff 教授において、上記主張が誤りであったことを率直に認めた」ことは事実ですか</p>	<p>事実ではありません</p>

との回答 (乙 1 1 2 及び乙 1 1 3) により、注意を促したものと思料されるところなのである。

- (6) この点、控訴人らは「耐性菌が出現するか否かはもともと『実験の用途』とは無関係」(控訴人準備書面 (5) 5 頁、15 ないし 16 行目) などと論難するが、「実験の用途」が異なれば設定される実験条件にも大幅な違いが生じるのは当然であって、「医療用途で用いた場合に耐性菌が出現するか否かを検証することを目的として、実験環境を人為的に作出したラボ実験」と「本件圃場のような水田等の自然環境下」とを同列に扱えないのは自明である。

(そして、このことは、前記 (3) ないし (5) のとおり、2005 年 Zasloff 論文自体にも明記されているのである。)

- (7) したがって、控訴人らの「控訴人準備書面 (5)」における Zasloff 論文に関する論難は、その実、単に従前の同論文の意義に関する議論を蒸し返しているものに過ぎず、何ら新たな主張・立証を含むものでは

ないのである。

### 3 意見書（3）（甲146）について

- (1) なお、控訴人らは、今般の「控訴人準備書面（5）」に付随する唯一の証拠（書証）として、同準備書面の主張をなぞる内容の、木暮一啓氏（以下「木暮氏」という）作成にかかる2010年6月10日付「意見書（3）」（甲第146号証。以下「意見書（3）」という）を提出している。
- (2) これにより、控訴人らは、意見書（3）における木暮氏の言葉を“第三者としての立場から客観的な事実を述べる科学者”による意見であるかのように装い、「控訴人準備書面（5）」の各議論の根拠の一つに加えようと試みる。

しかしながら、木暮氏は、以下のとおり、本件訴訟に先行する仮処分申立事件のときから本件に積極的に関与し、本件実験栽培を主観的に忌避する旨の感情的な意見を繰り返し提出するなど、“控訴人ら運動体の中心メンバーの一人”として行動してきたと推測される人物である。

書 証	内 容
仮処分申立事件 疎甲86 及び 本件訴訟 乙123 2005年8月7日 付「要望書」 (全1頁)	「最悪のシナリオは、これで耐性を得た細菌が環境あるいは地球上に広く蔓延し、これまでの病原菌の病原性を飛躍的に高くした細菌が多くの人間を死に至らしめる、とういものです。今回の裁判はこのSFのようなシナリオを可能にしかねない危険性をはらんでいます。」等
仮処分申立事件 疎甲99 及び 本件訴訟 甲18	「抗生物質の利用で人類がこれまでに経験してきた重大な過ちに関して全く無知あるいはそこから全く何も学んでいないと言われても仕方ないことです。」等

<p>2005年8月29日 付「意見書」 (全14頁)</p>	
<p>本件訴訟 甲65 2006年1月21日 付「最高裁の決定 を知って」と題す る書面 (全3頁)</p>	<p>「残念ながら予想通り、というのが今回の最高裁からの仮処分事件についての決定を知った際の感想である。」</p> <p>「まず、前回の高裁の時の感想の続きになる。その時に書いたように、裁判所、裁判官あるいは弁護士はいわゆる文系の方々に、こうした事象については全く基本的な知識を持ち合わせていない。今の状況でそれ自体をどうこう言うつもりはないが、率直に言えば裁判所もずいぶん見くびられたもんだ、というのが感想である。」</p> <p>「まともな科学的議論が成立しないこの国の裁判制度というのはこれでいいのだろうか。」</p> <p>「正直これを今書きながらもそれこそ背筋が凍る思いを抑えきれない。」</p> <p>「想定していなければずさんな計画であり、想定していたならば、犯罪的である。」</p> <p>「常々感じていることだが、概して日本人は自然を大規模に改変することにあまりに無頓着である。海岸線や河川のヘリを全部埋め立ててコンクリートにしても、山を削り、木を伐採して国土を大きく変えても、便利さのために仕方ないと考える。」</p> <p>「最後に私の個人的な感情をはっきり言うならば、上に書いたような理由で、私の小学生の娘は絶対に実験区域周辺に連れて行きたくはない、そして今からでもいいから、実験区域を徹底的に滅菌しつくしたい。」等</p>
<p>本件訴訟 甲71 2006年7月10日 付「意見書(2)」 (全25頁)</p>	<p>「的外れの事例だけを取り上げて、これとだけ比較して安心していたのでは、過去の教訓を生かすことができず、過ちを繰り返すことになってしまいます。」等</p>
<p>本件訴訟 甲109 2009年12月13日 付「陳述書」 (全4頁)</p>	<p>「人類は抗生物質という“魔弾の射手”を手に入れ、病原菌に対して輝かしい勝利を収めたかに見えました。」</p> <p>「今回の被告たちのケースもそうですが、人類は自分たちのために細菌を含めた他の生物を何の疑問もなく殺し続けてきました。」</p> <p>「この裁判が問いかけているものは単に一つの組換え体</p>



	<p>の実験の是非に留まらず、そうした世界的な潮流に対しわが国がどのように対応していくのか、というはるかに大きくかつ根本的な問題ではないでしょうか。世界に、そして後世に恥とならない判断が下されることを強く希望します。」等</p>
<p>本件訴訟 甲146 2010年6月10日 付「意見書(3)」 (全5頁)</p>	<p>「ここで改めて私が強調したいことは、人類がこれまで、新たな抗生物質や抗菌ペプチドの開発と耐性菌の出現とを繰り返してきた歴史的事実を重要視し、それが今回のディフェンシンのケースについても十分当てはまりうるものであること、そしてディフェンシンの利用を考える場合にそれを考慮することが必要だということです。」等</p>

- (3) このように、木暮氏は、本件の当初から一定の指向性を有する議論を繰り返し行ってきたものであり、“純粹に第三者としての立場から科学的に客観的な事実を述べる科学者”としての立場を離れて、「控訴人らが本件訴訟などを通じて展開しているとの疑義を払拭し得ない『遺伝子組換え技術一般に対する一方的・主観的な忌避観』に基づいた一連の“運動”」に、控訴人らと一体となって参加し、「(それが誤ったものであるかどうかはさておき) 特定の主義・主張を強固に持つ一市民・一個人として、控訴人らの活動にアンガージュマンしてきた人物」と評さざるを得ないのである。

すなわち、木暮氏の立場は、科学者としての肩書とは乖離しており、控訴人らと意を同じくする“活動家”であると評さざるを得ず、その発言は、“純粹に第三者としての立場から科学的に客観的な事実を述べる科学者”による意見とは評価し得ないのである。

- (4) したがって、意見書(3)における「文章表現上の議論(国語上の議論)」や「倫理上の意見」はもちろんのこと、「緑膿菌やZaslloff論文に関する科学的な議論」についても、科学者との肩書を排して観察すべ

きであり、木暮氏が有する「遺伝子組換え技術一般に対する一方的・主観的な忌避観」等に照らしても、中立性・科学的客観性がおよそ存しないものと言わざるを得ないから、全体として信用性を欠き、運動参加者の心情の一端を理解する資料としてはともかく、事実の立証に用いるべき証拠としてはおよそ採用し得ないのである。

#### 4 小 括

以上のとおり、控訴人らの「控訴人準備書面（５）」におけるディフェンシブ耐性菌問題に関する議論は、いずれも単に従前の議論を繰り返すのみで、新たな主張・立証は不見当である。

### 第４ 結 論

以上のとおり、控訴人らが控訴状を提出した平成２１年（２００９年）１０月１４日以降、約８か月という長期間が経過した後に（なお、訴訟係属からは優に４年半近くが経過し、本件訴訟に先行する仮処分申立事件を含めれば５年近くが経過している）、控訴の趣旨の変更と控訴理由についての最終的な補足の書面として提出された「控訴人準備書面（５）」においても、控訴の趣旨の変更や主張・立証の訂正の点も含め、特段の新たな議論ないし証拠は一切不見当であり、もはや、控訴人らが意図する控訴の趣旨の変更並びに主張及び立証については、すべて尽くされたものと言わざるを得ない。

そして、被控訴人がこれまで詳細に述べてきたとおり、十二分な時間と費用をかけて入念な審理を行い、客観的証拠に基づき極めて詳細かつ妥当な事実認定及び法律判断を行った原判決には、これを覆すべき理由が一切存在せず、原判決が正当であることは明らかなのである。

したがって、「訴訟が裁判をするのに熟したとき」（民事訴訟法297条本文、243条1項）に該当するものと言えるから、被控訴人は、本準備書面を以て、速やかな弁論の終結と本控訴をいずれも棄却する旨の判決を求めるものである。

以上